

○農林省令第十五号

農林省令(昭和二十五年法律第百五十一号)第六条第二項の規定に基づき、林物法附則施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

昭和五十一年五月十日

農林大臣 宮田洋太郎

林物法附則施行規則の一部を改正する省令(昭和五十一年法律第百五十一号)第六条第二項の規定に基づき、林物法附則施行規則の一部を改正する省令を次のように改正する。

第六條第二項第三号中「種鳥」の下に、「種魚」を加ふる。

附 則

この省令は、公布の日から施行する。